

2・4 バラスト水排出規制

1. バラスト水管理条約

平成 16(2004)年 2 月に国際海事機関(IMO)で採択されたバラスト水管理条約は、船舶から排出されるバラスト水中に含まれるプランクトンやバクテリアなどの生存数を制限する排出基準(D2 基準)が規定されており、当該基準を満足するためにはバラスト水管理装置(BWMS)の搭載が必要となる。

平成 24(2012)年 3 月の第 63 回海洋環境保護委員会(MEPC63)では、わが国が、日本関係船舶における BWMS の搭載状況を報告し、BWMS 搭載が順調に進んでいないことから、他国においても同様の調査を実施し、IMO において詳細に検討することを提案した。多くの国・団体が BWMS 搭載状況調査(わが国主要船社支配船ベース)が有用なデータである事に理解を示し、わが国提案ベースのデータ収集フォームによるデータ提供を行い、分析を進めていくことが合意された。

平成 24(2012)年 10 月の MEPC64 において、いくつかの船主国から BWMS 搭載状況の報告が行われたところ、他国においても BWMS の搭載状況がわが国同様に進んでいないことが判明し、条約に定められた搭載期限通りの BWMS 搭載が困難であるとの認識が共有された。このような状況を踏まえ、平成 25(2013)年 5 月の MEPC65 および平成 26(2014)年 3 月の MEPC66 では、BWMS 搭載スケジュール見直しの検討が行われ、「条約発効までに BWMS 搭載が義務付けられる既存船について条約発効から当該船舶が保有する国際油汚染防止証書(IOPP 証書)の有効期間満了(最大 5 年間)に対応する更新検査まで BWMS の搭載を猶予すること」等を内容とする IMO 総会決議案が合意され、同案は平成 25(2013)年 12 月の IMO 総会で採択された。

2. MEPC67 および MEPC68 の審議結果

(1) バラスト水処理設備承認のためのガイドライン(G8)強化

ICS 等の国際海運団体は、条約に基づき承認を得たバラスト水処理設備を使用しても、使用環境によっては、基準値以上の値が検出される可能性があるとして、平成 26(2014)年 3 月の MEPC66 において、G8 改正による承認試験基準の強化を提案、実態調査の実施を含め、引き続き検討を行うことが合意された。平成 26(2014)年 10 月の MEPC67 および平成 27(2015)年 5 月の MEPC68 で引き続き本件は審議され、改正 G8 が適用される前に型式指定を受けた BWMS を搭載している船舶および船社は、機器を正しく使用している限り、基準値以上の値が検出されたとしても、拘留、機器の積みかえ等の不利益を被るべきではないという MEPC 決議が合意された。

(2) 条約の発効・実施に向けた今後の作業計画(ロードマップ)作成

上記の MEPC 決議の内容に加え、条約発効後 2-3 年の試行期間に、処理設備の稼働、サンプリング実施等の経験を蓄積し、D2 基準を超えた事例、その時の BWMS の詳細、原因等のデータを収集するための期間(Experience Building Phase)を必要な年数追加し、D2 基準を超えた場合の緊急対処方策について、旗国、船主が合意可能な解決策のための協議を実施する、今後の作業計画が合意された。

(3) バラスト水処理装置の承認

MEPC66以降、最終承認済みの活性物質を用いたBWMSは36件、主管庁による型式承認を取得し、実際に船舶に搭載可能な装置の数は合計51件となった。

(4) 条約批准状況

平成28(2016)年3月末現在、批准国は44か国、船腹量合計34.82%で、発効要件の充足まで船腹量で残り0.18%となっている。